

一時預かり

全ての市町村

事業内容

保護者の急な用事などにより家庭で保育ができない場合、保育所などで一時的に預かります。半日や一日単位で利用し、利用料金を支払います。
実施の有無については市町村や各保育所等へお問い合わせください。

申請先・問い合わせ先

舟橋村	舟橋村生活環境課 中新川郡舟橋村佛生寺55 連絡先：076-464-1121(代)
-----	---